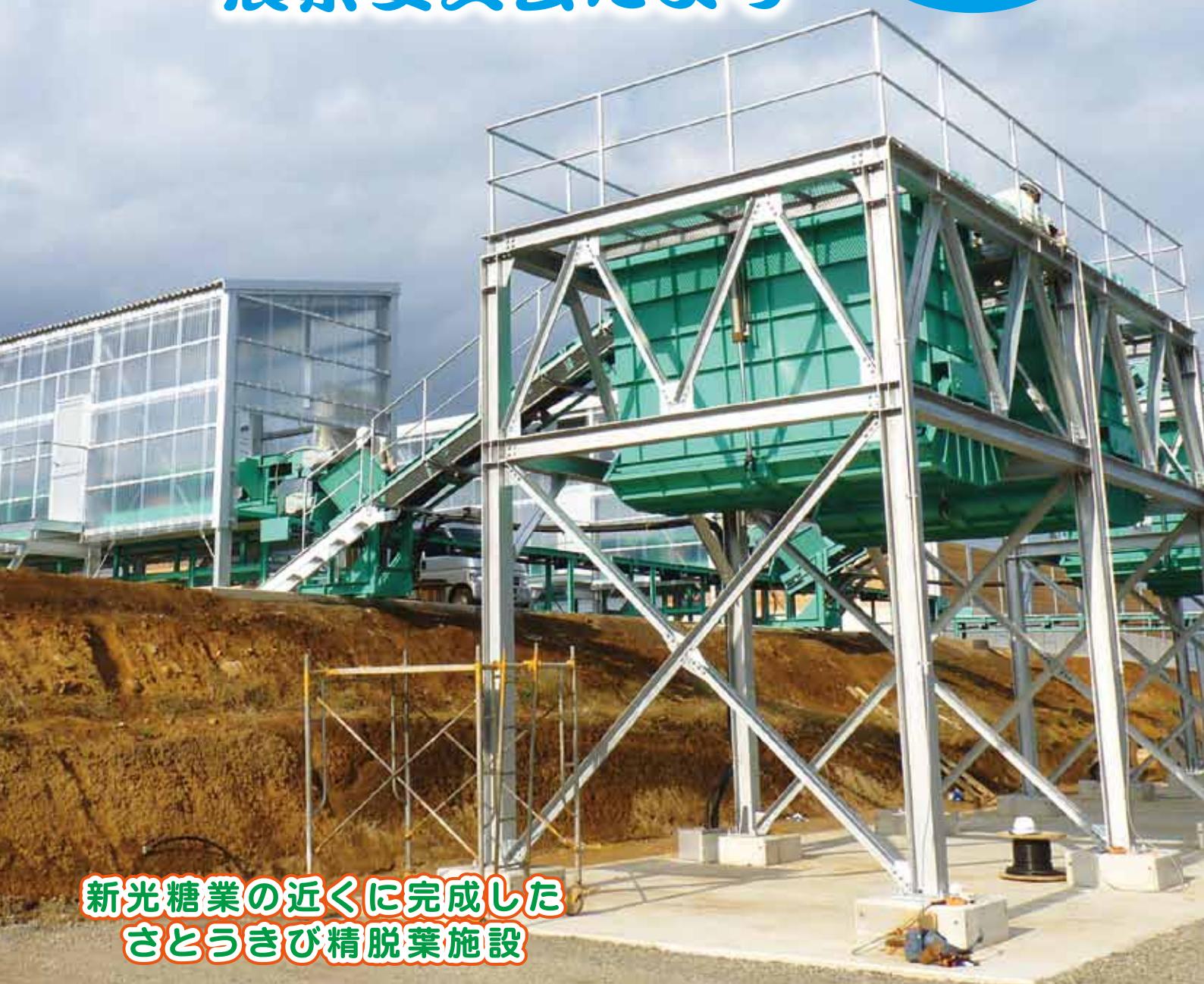


なかたね

農業委員会だより

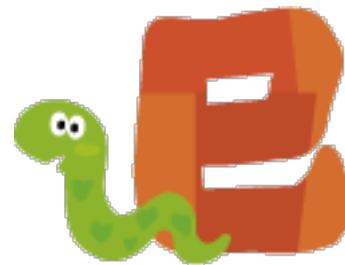
平成25年
1月



新光糖業の近くに完成した
さとうきび精脱葉施設

◆◆◆主な内容◆◆◆

- ◇新年のごあいさつ…………… 2
- ◇農業委員活動報告…………… 3
- ◇なくそう！
 - 農地の違反転用…… 4～5
- ◇農業者年金…………… 6
- ◇農地保有合理化事業…………… 7
- ◇農業委員選挙人名簿の登録はお済みですか？…………… 8



新年のごあいさつ



農業委員一同

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては御家族お揃いで輝かしい新春を迎えたことと、心からお慶びを申しあげます。

日ごろより農業委員会活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

収穫が始まりました主幹作物のさとうきびにつきましては、春先の低温や6月の長雨、日照不足、台風の影響等で、残念ながら前年同期同様の低反収となることが予想されていますが、高糖度での販売に期待したいものです。さとうきびに次ぐ生産額の肉用牛につきましては、国際的な穀物相場高騰による生産コストの上昇などが懸念されますが、比較的安定した価格で推移していることは喜ばしいところです。また安納いもやレザーリーフファンなどにつきましては、ブランド化を生かして、さらなる生産

振興が図られることを願っています。

農家の高齢化、後継者不足、農畜産価格の低迷など農業情勢が厳しさを増すなか、私ども農業委員会では、新たな農地制度のもとで農地を守り、有効利用を図り、農業・農村の振興に取り組んでおります。そのなかで、

一昨年から表面化したTPP問題では、参加は農業に壊滅的な打撃を与えるだけでなく地域経済や社会全体の崩壊を招く恐れが強いものであり、農業委員会としてもTPP交渉からの離脱を求めて合意締結を断固阻止する運動に引き続き取り組んでいく所存です。

さて、本町では『人・農地プラン』（地域農業マスター・プラン）が策定されつあります。それぞれの農村地域を中心となつて担っていくのは誰なのかを明らかにし、その中心となる経営体へどうやって農地を集積していくのかを、兼業農家・自給農家等を含めた地

域農業のあり方を話し合います。農業委員会としても積極的に参画し、策定に協力していきたいと考えています。今年度につきましても、各集落の調査員の協力を得て、町内全域で農地パトロール調査を実施いたします。町内463筆、34ヘクタールの遊休農地の現地確認と農地利用状況調査を行い、違反転用防止対策に取り組みながら、耕作放棄地再生利用緊急対策事業などを取り入れて、農地の有効利用を推進して行きたいと思います。

平成25年が、皆様にとりまして良い年でありますことをお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

中種子町農業委員会

会長 濱脇 嘉則



活動報告

Agricultural Committee

/H24.6.29～H24.12.9

農地パトロールを実施



8月22日、農業委員13名による農地パトロールを実施し、町内の遊休農地を調査しました。農業委員会では、農林水産課と連携しながら、遊休農地解消を目指します。

農業委員先進地視察研修



11月15日、さつま町役場を訪問し、「人・農地プラン」作成状況など農地集積、担い手育成支援に対する取り組みについて説明を受けました。行政とJAが同じ事務所の中で一体となって取り組んでいる仕組みは大変参考になり、貴重な研修となりました。

農業者年金受給者会総会

6月29日、グリーンホテルさかえで、農業者年金受給者会総会を開催し、すべての議案が賛成多数で承認されました。総会後、地域包括センターの保健師・酒井氏と柿木氏を講師に迎え、講演も行われました。



熊毛地区農業委員研修会

11月6日、西之表市市民会館で、1市3町の農業委員及び農業委員会職員による「熊毛地区農業委員研修会」を開催し、農地法、農業者年金の加入推進、鳥獣被害防止対策についての取り組み等について説明があり、その後、意見交換が行われました。



なくそう！ 農地の違反転用

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復を命ずることが出来ます。

これらに違反した場合は、3年以下の懲役または3百万円以下の罰金の適用もあり（法人は1億円以下の罰金）農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまいます。たとえ所有者以外のものが無断で転用した場合でも、所有者としての債務があり、多額の費用を負担して原状回復しなくてはならない場合があります。

農家台帳に
登録されていますか？

農地を売買などで取得したり、貸借などによつて借り受けたりする場合は、次の要件を満たすことが必要です。

①自作地・小作地を含めて経営面

積が50アール以上あること
②農業従事日数が60日以上あること

と

つまり、自ら農業経営をする方でないと農地の取得等ができないことになっています。（相続を除く）

農地の売買や
貸借をする場合

～農地法第3条許可申請～



農地の相続等の 届出のお願い

農地の権利を相続等（遺産分割、時効取得等）によつて取得された場合は農地法の許可是必要ありませんが、農業委員会に届け出が必ず。

個人間での農地の貸し借りによるトラブルの相談が、農業委員会に寄せられています。こうした問題をなくし、農地等の財産を安全に管理するために、農業委員会を通じて貸し借りを行うようにしましょう。

県知事・農業委員会の許可がない農地の貸し借りは、経営面積の対象になりませんのでご注意ください。

農地は現況地目で

判断されます

申請受付は

毎月5日です



農地を転用する場合

（農地法第4・5条許可申請）

その土地が農地であるかどうかは、現況によって判断されます。地目が農地ならば、たとえ不耕作の状態が続いているても、農地性があるかぎり農地とみなされます。

また、地目が山林・原野・宅地についても、現況において農地性があるかぎり、同様に農地とみなされます。

その土地が農地であるかどうかは、現況によって判断されます。

総会で審議される案件の受付は、その月の5日（土日・祝日・振替休日の場合は直後の平日）を締切日とします。締切日を過ぎますと、翌月扱いとなりますので、ご注意ください。

必要書類は、複雑多岐にわたる場合が多いので、必ず事前に農業委員会事務局までご相談ください。

基盤強化法とは？

農地の転用とは、農地を住宅用や工場用敷地、道路、山林、駐車場などの農地以外に用途を変換することです。

一時的に資材置き場、仮設事務所、砂利採取場などに使用することも含みます。

転用には、

- ①農地の所有者がみずから農地を転用する場合（農地法第4条）
- ②他人の農地を売買等して転用する場合（農地法第5条）

があります。



農振農用地に 指定されていませんか？

転用しようとする土地が農振農用地に指定されている場合、まず、その除外申請が必要です。

案件の内容によっては、長期間を要しますので、お早めに農林水産課へご相談ください。



老後の備えは農業者年金で安心！



女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を！

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が22年(87歳)、女性が27年(92歳)です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

〔日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。〕

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。

家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかり応援します！

農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦お二人で13万1千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万円が必要となるデータがあります。→月額約10万円不足！

農業者年金は国民年金の不足分をしっかりカバーします。

農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。
一人一人の備えが大切です。



◆ 農業者年金に夫婦で加入した場合と夫のみ加入した場合の比較 ◆

	夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入し、農業者年金加入者の平均余命(男性87歳、女性92歳)まで生存するとして比較	
	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳～92歳の年金額(妻のみ)
農業者年金に 夫のみ 加入	<input type="radio"/> 国民年金 夫:月額 6万5千5百円 妻:月額 6万5千5百円 計:月額 13万1千円	<input type="radio"/> 国民年金 妻:月額 6万5千5百円
	<input type="radio"/> 農業者年金 夫:月額 3万9千円	<input type="radio"/> 農業者年金 なし
合計:月額 17万円		合計:月額 6万5千5百円
農業者年金に 夫婦で 加入	<input type="radio"/> 国民年金 夫:月額 6万5千5百円 妻:月額 6万5千5百円 計:月額 13万1千円	<input type="radio"/> 国民年金 妻:月額 6万5千5百円
	<input type="radio"/> 農業者年金 夫:月額 3万9千円 妻:月額 3万3千円 計:月額 7万2千円	<input type="radio"/> 農業者年金 妻:月額 3万3千円
合計:月額 20万3千円		合計:月額 9万8千5百円

(注) 農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り1.35%、65歳以降の予定期率は1.35%として行っています。



お問い合わせ先



* 中種子町農業委員会

T E L 0997-27-1111 (内線 227)

* J A 種子屋久くまげ地区本部

T E L 0997-27-1211

農地保有合理化事業とは？

農地保有合理化法人（鹿児島県地域振興公社）が、規模縮小をしたい農家から農地を買い入れや借り受けをし、意欲がある認定農業者に売り渡しや貸し付けを行う事業です。農地の売買・貸借の中間に公的機関である農地保有合理化法人が介在し、経営規模拡大や農地の集団化を支援します。



農地保有合理化法人を活用すれば 次のようなメリットがあります

農地を買いたい方

(認定農業者)

- 低利の資金が、優先的に借りられます。
- 5年以内は貸借契約により農地を活用できます。
- 登録免許税・不動産取得税が一部軽減、控除されます。

農地を借りたい方

(認定農業者)

- 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 賃借料は年払いになります。

農地を売りたい方

- 譲渡所得が800万円、買入協議制度による場合は、1500万円まで特別控除され、所得税が軽減されます。
- 代金は契約次第、速やかに確実にお支払いいたします。

農地を貸したい方

- 3～5年分の賃貸料の前払いが受けられます。
- 貸付期間満了時には、トラブルの心配もなく確実に土地が戻ります。

担当地区農業委員名簿

氏名	電話番号	担当集落	氏名	電話番号	担当集落
濱脇 嘉則	27-2805	下田・伊原・横町・栄町 大牟礼	戸田 和代	27-7155	中之町・池之平 二十番・秋佐野
雨田 勇	27-0551	池之向・松原・伏之前	日高 隆克	27-2121	満足山・畠田・高峯 阿保
石堂 季男	27-1782	中山・大平	鮫島 達	27-7563	牧川・浜津脇・砂中 上之城・坂元・竹之川 広野・深久保
小山田 和己	27-9273	塩屋・新町・熊野・本村 今熊野・向町	下村 直義	27-2791	竹屋野・町山崎・阿曾 広ヶ野
久木原 静憲	27-2305	郡原・古房・戸畠・向井町	園中 勝弘	27-0328	原之里・平鍋・春田 宝来
上妻 廣美	27-8057	阿高磯・屋久津・衣之平 梶潟・長谷・原尾・中田	鮫島 安平	27-1973	上方・旭町
赤坂 寅秀	27-2208	田島・東目・輪之尾・美座 西之山・西之町・東之町 女洲・南界園	※農業に関するお悩みは、各担当地区委員へお気軽にご相談ください。		

農業委員選挙人名簿の登録はお済みですか？

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに作られます。この名簿に登載できる方は、次の要件を満たしていることが必要となります。

■平成25年1月1日現在において、中種子町に住所を有すること

■平成25年3月31日現在において、満20歳以上の方で次の①、②のいずれかに該当する方

- ①平成25年1月1日現在において、10アール（1反）以上の農地を耕作している農業経営主
- ②農業経営主の配偶者・同居の親族で年間60日以上、耕作に従事している方

申請期限は1月10日です

- * 登録するには、毎年、申請書を農業委員会に提出する必要があります。1世帯で1枚の用紙です。
- * 要件を満たしているのに、申請書が届かない方や申請書を紛失された方は農業委員会にご連絡ください。
- * なお、要件を満たしていても申請書を提出されなかった方は、農業委員の選挙権・被選挙権がありませんのでご注意ください。

全国農業新聞

NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立つて編集・発行している「農家のための情報紙」です。みんなの購読のお申し込みをお待ちしています。

農業者の視点でお届けします

- 地方版で身近なニュースもお伝えしています。
- 毎週金曜日発行
- 購読料 月額600円（税込み）
- 購読の申し込みは農業委員会または、お近くの農業委員へお気軽にご連絡ください。

平成24年12月20日

発行・編集：中種子町農業委員会

TEL 0997-27-1111（内線227・277）FAX 0997-27-3634

なかたね 2013.1
農業委員会だより